

◆「台風10号災害中小企業災害復旧資金」の取扱開始（ご案内）

台風10号に伴う災害により事業活動に支障が生じている県内中小企業の皆様に、必要な資金を融資し、経営の安定を支援します。

- ・貸付対象者：市町村が発行する罹災証明書を受けた方
- ・資金使途：災害復旧に必要な設備資金、災害の影響により経営安定に必要な運転資金
- ・貸付限度額：1,000万円
- ・貸付期間：10年以内（据置期間3年以内）
- ・貸付利率：0%（市より利子補給のため）
- ・担保：不要
- ・保証人：原則として、法人代表者を除き不要（但し、不動産取得時、貸付対象物件担保）
- ・信用保証：岩手県信用保証協会の保証を付すること（保証料は県が全額補給）
- ・問い合わせ：県商工労働観光部経営支援課 金融担当 TEL 019-629-5542
久慈商工会議所経営支援課 TEL 52-1000

◆台風10号災害に伴う雇用保険失業給付の特例措置について（ご案内）

災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

（雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります）

問い合わせ：ハローワーク久慈（職業安定所） TEL 53-3374

◆台風10号災害等に伴う「雇用調整助成金」の特例実施について（ご案内）

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するもの。

（特例の内容）

①支給要件の緩和

【現行】売上高等の事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少している事業所

【特例】売上高等の事業活動を示す指標の最近1か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少している事業所

②遡及摘要

【現行】休業等を行う期間ごとに事前に計画届を作成し、初めての提出の際は、休業等を開始する際は、休業等を開始する日の2週間前を目処に管轄の労働局に提出することが必要。

【特例】平成28年度以降に提出される初回の休業等実施計画書から適用することとし、平成28年12月22日までに提出のあったものについては、事前に届けられたものとする。

問い合わせ：ハローワーク久慈（職業安定所） TEL 53-3374

◆10月の主な日程等

8～10日希望郷いわて国体柔道競技 4・11・18・25日台風10号被災金融相談会

14・16・18・23日歩行者通行量調査 13日ウルトラD臨店支援

21日第3回常議員会 22・23日久慈地方産業まつり

23日珠算検定試験 24日台風10号被災者税務相談会

25日マル経審査会

（定期相談）保証協会4日 公庫国民生活事業14日 中小企業事業19日